

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 1 3 日

各高齢者福祉施設長 様
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、下記1のとおり国事務連絡があり、9月7日から適用されることとなりました。

つきましては、各施設等におかれましては、国事務連絡を踏まえ対応いただくこと、また、今後も引き続き感染防止対策を徹底した上で事業を実施いただきますことを改めてお願いいたします。

記

1 国事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000987473.pdf>

※国ホームページ(国事務連絡掲載箇所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

2 主な内容

(1) 療養期間について

○ 有症状患者 (※)

ア 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除

(ただし、10日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。)

※人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

イ ただし、現に入院している者（※）は、「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除」（従来から変更なし）。

※発症日から7日間経過時点で現に入院している者を指す（高齢者施設に入所している者を含む）。

○ 無症状患者（無症状病原体保有者）

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除（従来から変更なし）。

加えて、5日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能。

（ただし、7日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。）

（2）療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際には必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp